

ワーケーション交通費補助事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーション交通費補助事業(以下「補助事業」という。)について、浦河町補助金等交付規則(平成13年規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、個人や家族でのワーケーションで利用するレンタカー料金の一部をタウンポイントカードUP-C(アップカ)のポイント(以下「アップカポイント」という。)で補助することにより、ワーケーションの環境整備より関係人口の増加・創出及びタウンポイント利用による町内消費の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション テレワーク等を活用し、観光地など普段の職場や居住地とは異なる場所で仕事しつつ、休暇取得により余暇を過ごすことをいう。
- (2) 個人 当事者がワーケーション可能である個人事業主、若しくは企業・団体(官公庁を除く。)に所属する社員等であることをいう。
- (3) 家族 世帯主や主たる生計者等がワーケーション可能な個人事業主、若しくは企業・団体(官公庁を除く。)に所属する社員等である、同居又は同一世帯のものをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、日高管内に居住していない個人や家族として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、都道府県その他の公的機関から同種の補助金等を重複して交付を受ける者ではないこと。
- (2) 政治的又は宗教活動を目的としていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を営む者ではないこと。

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が不相当と認める者ではないこと。

(補助の要件)

第5条 この補助事業の交付対象となる個人や家族は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 町内宿泊施設又はうらかわ生活体験住宅をワーケーションの滞在先として利用して、2泊以上の宿泊をすること。

(2) 本町の担当者との意見交換やアンケート調査に協力すること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、本町でのワーケーションに要する経費のうち、レンタカー利用料とし、1組に対し1台までを補助対象とする。ただし、レンタカー利用期間のうち、本町に滞在していない期間のレンタカー利用料は補助対象外とする。

(補助の交付額等)

第7条 補助の額は次の表に掲げるアップカポイントとし、1組に対して年1回を限度とする。

区分	補助上限日数	補助率	補助上限額
町外レンタカー事業者利用の場合	1台当たりの上限日数	1日当たりの料金の2分の1	1日当たり上限額5,000円
町内レンタカー事業者利用の場合	21日	(1,000円未満切捨て)	1日当たり上限額3,000円

(交付申請)

第8条 補助の交付を受けようとする個人や家族は、ワーケーションで利用するレンタカーを返却するまでに、町長に対し、ワーケーション交通費補助事業交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて提出しなければならない。

(1) 実施計画書（別記第2号様式）

(2) レンタカーを借り上げたことがわかる資料

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は補助の交付を決定したときは、ワーケーション交通費補助事業交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。